

# 小規模事業者の経営を応援する! エキスパートバンク制度



エキスパート  
バンク制度は

専門家を**無料**で派遣し  
経営課題の解決を  
支援します。

## 長野県商工会連合会

〒380-0936 長野市中御所岡田町131-10

長野県中小企業指導センター内 TEL.026-228-2131 FAX.026-226-4996

東信支所 東信広域指導センター

〒384-0017 小諸市三和1-2-9

TEL 0267-25-3727 FAX 0267-25-3728

南信支所 南信広域指導センター

〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎2階

TEL 0265-24-8406 FAX 0265-21-2303

中信支所 中信広域指導センター

〒390-0852 松本市島立856-1 吉沢ビル2階

TEL 0263-47-8880 FAX 0263-40-1620

北信支所 北信広域指導センター

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業指導センター2階

TEL 026-228-2153 FAX 026-226-4996



経営上の課題、問題点の解決を支援します。  
お気軽にご相談ください。

エキスパートバンク制度とは？

この制度は、地域の商工会・商工会議所などを相談窓口として、相談者（小規模事業者等）の内容に応じて、専門知識を有する専門家（エキスパート）を派遣し、具体的、実践的で適切な指導、助言を行うことを目的とするものです。

※小規模事業者等とは、常時雇用する従業員数が商業・サービス業5人以下、その他は20人以下の商工業者及び創業を予定する者のことです。

専門家はどんな人ですか？

地域内の小規模事業者等が必要としている各種の専門的、実践的な知識、技術、技能等を有する次のような人です。

- (1) 技能等に関する実務に10年以上の経験を有する人
- (2) 技能等に関する公的資格を有し、かつ、実際に5年以上の経験を有する人
- (3) 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する人
- (4) 上記前各号に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる人

主に、長野県中小企業振興センターに登録されている専門家の中から派遣します。専門家名簿はこのセンターのホームページで見ることができます。

<http://www.icon.pref.nagano.jp/jyogen/jtyogenhome.jsp>

指導日数及び費用は？

1企業について年間、(10人/日)まで、無料です。それを超える場合は3分の1の受益者負担により指導可能です。また、材料費等がかかる場合は申込み者の負担となります。

企業秘密は守られますか？

専門家はもちろん指導にあたったすべての人は、指導上知り得た企業などの秘密を厳守いたします。

ご利用のお申込みは？

経営・技術等指導依頼申請書(裏面様式)により、最寄の商工会・商工会議所へお申込みください。

## 個人情報利用目的(通知)

エキスパートバンク事業における相談者が申込書に記載する個人情報については、相談内容に対する指導・助言を行うため(及び全国商工会連合会・長野県等への実績報告)に利用します。  
なお、本事業の内容から、相談に応じる専門家(エキスパート)等に対し、相談者の個人情報を提供するものとします。



## 相談内容はいろいろ

### 製造業関係

- ✓ 新分野への参入!
- ✓ 5Sの実施
- ✓ 事業資金の計画
- ✓ 設備投資の計画
- ✓ 就業規則の作成
- ✓ 経営革新など
- ✓ その他

### 建設業関係

- ✓ 許認可の申請方法
- ✓ 新分野への参入
- ✓ 経営内容の改善
- ✓ 事業資金の計画
- ✓ 従業員の福利厚生など
- ✓ その他

### 小売業関係

- ✓ 大型、中型店の進出による競争激化
- ✓ 消費者ニーズの変化への対応
- ✓ 販売戦略
- ✓ 店内レイアウト
- ✓ その他

### サービス業関係

- ✓ 利用者ニーズの変化への対応
- ✓ 店舗施設の改装計画
- ✓ 事業資金の計画
- ✓ 従業員教育
- ✓ その他



## ご利用の流れ

